

令和7年9月

大治町議会定例会会議録

令和7年9月3日～9月19日

大治町議会

大治町議会定例会（第1日）

令和7年9月3日

令和7年9月大治町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和 7 年 9 月 3 日		
招集の場所	大治町議事堂		
開 会	9 月 3 日	午前 10 時 00 分 宣告（第1回）	
応 招 議 員	1番：池田耕介	2番：八神太紀	3番：手嶋いずみ
	4番：後藤田麻美子	6番：鈴木 満	7番：三輪明広
	8番：若山照洋	9番：松本英隆	10番：林 健児
	11番：吉原経夫	12番：林 哲秀	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法 第121条 第1項の規 定により説 明のため出 席した者の 職氏名	町長：鈴木康友	教育長：平野香代子	
	総務部長：大西英樹	福祉部長：安井慎一	建設部長：三輪恒裕
	教育部長：水野泰博		
	総務課長：佐藤友哉	財政課長：富田伸司	
	代表監査委員：近藤文雄		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣		
	係長：櫛田初代		

○町長提出議案の題目

議案第48号 令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 令和6年度大治町下水道事業会計決算の認定について

議案第54号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第59号 大治町長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第60号 大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 大治町税条例の一部を改正する条例について

議案第63号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第3号）

同意議案第3号 教育委員会教育長の任命について

同意議案第4号 教育委員会委員の任命について

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

○会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番 池田 耕介 議員

2番 八神 太紀 議員

令和7年9月大治町議会定例会議事日程

(第1日)

令和7年9月3日(水)午前10時00分

1 開会宣言

2 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 所信表明

日程第4 一般会計継続費精算報告書について

日程第5 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第6 教育委員会の「点検・評価報告書」について

日程第7 議案第48号 令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について《提案説明》

日程第8 議案第49号 令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
《提案説明》

日程第9 議案第50号 令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
《提案説明》

日程第10 議案第51号 令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
《提案説明》

日程第11 議案第52号 令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
《提案説明》

日程第12 議案第53号 令和6年度大治町下水道事業会計決算の認定について
《提案説明》

日程第13 議案第54号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第2号）《提案説明》

日程第14 議案第55号 令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
《提案説明》

日程第15 議案第56号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）
《提案説明》

日程第16 議案第57号 令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
《提案説明》

日程第17 議案第58号 令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）《提案説明》

日程第18 議案第59号 大治町長の給与の特例に関する条例の制定について《提案説明》

日程第19 議案第60号 大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第20 議案第61号 大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
《提案説明》

日程第21 議案第62号 大治町税条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第22 議案第63号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第3号）《提案説明》

日程第23 同意議案第3号 教育委員会教育長の任命について《提案説明等》

日程第24 同意議案第4号 教育委員会委員の任命について《提案説明等》

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年9月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番池田耕介議員、2番八神太紀議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

議会運営委員会は令和7年8月27日に開催し、令和7年9月定例会の日程を本日から9月19日までの17日間と決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（若山照洋君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月19日までの17日間とすることに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、所信表明を行います。

あらかじめ申し上げます。所信表明に対する質疑は本会議第3日（質疑等）に行います。

[「暫時休憩お願いします」の声あり]

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（鈴木康友君）

議長のお許しをいただきましたので、所信を表明させていただきます。

令和7年度9月大治町議会定例会の開催にあたり、町長就任後初となる本議会において、町政運営に関する所信を表明する機会を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

このたび、先般の町長選挙の結果、8月4日付で第9代大治町長に就任いたしました。町制施行50周年という節目の年に、歴史と伝統ある大治町政を担う重責をいたいたことに身の引き締まる思いです。改めてこれまで本町の発展に多大なる御尽力をいただきました多くの皆様に深く感謝と敬意を表しますとともに、今後の4年間、さらなる町政の発展に向けて全力を尽くしてまいります。

皆さまの御期待にしっかりとお応えできるよう「町民目線」を大切にし、「みんなの大治」をより良くしていく決意のもと、町民の町民による町民のためのまちづくりを進めてまいります。

本町は1889年（明治22年）10月1日、12の村が合併して誕生した人口約4,649人の大治村を前身とし、1975年（昭和50年）4月1日に町制を施行いたしました。名古屋市に隣接する良好な住環境を背景に順調に人口を伸ばし、現在では33,649人を擁し、比較的若い世代が多い町となっております。

このような中で迎えた町制施行50周年という節目の年、本町は今、財政難に直面しています。もともと余裕のない財政状況のなか、大型公共事業の着手、教育費の増加、社会保障費の増大、さらに物価高騰に伴う固定費の増加などが重なり、税収の伸び悩む本町にとって深刻な課題となっております。

特に財政調整基金の急激な減少については、令和7年3月議会上程の当初予算において議会内で賛否が分かれる大きな議論となり、結果として附帯決議が付されました。それを受け策定した緊急行財政改革プランでは、年度途中としては異例となる緊急的な歳出削減を実施しております。

その結果、基金残高の減少には一定の歯止めがかかりましたが、依然として令和9年度以降も深刻な状況に変わりはありません。問題解決には至っておらず、抜本的な対策が急務です。現在進行中の緊急行財政改革プランの取り組みを踏襲しつつ、更なる改革を実施し、問題の解決に向けて取り組んでまいります。

まず財政面については、可能な限り速やかに中長期の財政計画を策定し、町民の皆様に御理解いただけるよう丁寧に情報発信を行うとともに、次のことを重点的に取り組んでまいります。

①緊縮財政として町長報酬の削減など、痛みを伴う予算削減。

②今までの大治町にはあまりなかった「収入を得る」という概念を加え、スポンサー事業やふるさと納税といった新たな歳入獲得の促進。

③工事等の発注方式や町税等収納率の向上といった事務の見直し。

以上の3点を主軸に大治町の将来にわたり持続可能な財政運営を目指してまいります。

また、財政改革に加え今後ますます複雑化・多様化が予測される社会環境の変化に対応し、町民が求める質の高い行政サービスをより効果的かつ効率的に提供するため、行政機構の改革にも取り組みます。

①人材の確保と育成について。昨年度、多くの町職員が退職し行政運営力が著しく低下しました。これ以上の人材流出を防ぎ、新たな人材確保と育成を図るべく、育成体制を整備・充実します。

②各部門の実務能力強化について。各部門の決裁権限を拡大し、判断のスピード向上と選択肢の幅を増やし、自発的かつ発展的な行政運営を目指します。

国内でも多くの地方自治体が財政をはじめさまざまな課題に直面しています。広域的な自治体間の連携を進めるとともに、他市町の先進事例や民間企業のノウハウを積極的に導入し、人的・物的資源を有効に活用できる環境整備に真っ先に取り組んでまいります。

こうした改革によって生み出した資源は、老朽化の進む公共施設、特に学校校舎の長寿命化対策、集中豪雨への雨水対策、道路インフラ整備といったハード面事業に重点的に投資いたします。また、子育て世代の転入が多い本町において子育てや教育施策の充実は極めて重要であり、子供の居場所づくりや相談体制の拡充、学校教育への人的投資に加え、教育のデジタル化推進を図り、子供たちの健やかな成長を支える環境づくりを目指します。

さらに、高齢化の進展により介護や医療負担の増加も懸念されるため、保健事業と介護予防の一体化を図り、健康づくりや重度化防止の取り組みを強化します。産業面では都市計画の見直しや新たな区画整理事業を推進し、企業や商業誘致が可能な基盤整備を進めてまいります。

以上の施策を中心に、今後の町政運営を着実に進めてまいります。議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、新たな大治町づくりを一歩一歩確実に進めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも変わらぬ御指導と御支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（若山照洋君）

日程第4、一般会計継続費精算報告書について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告がありました。

日程第5、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第6、教育委員会の点検・評価報告書について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に提出がありました。

日程第7、議案第48号から日程第12、議案第53号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第48号令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月3日提出、大治町長。

令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額129億9168万2998円、歳出総額123億8390万7316円、歳入歳出差引額は6億777万5682円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源1513万3000円を差し引いた実質収支額は、5億9264万2682円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第49号令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月3日提出、大治町長。

令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額26億6047万9311円、歳出総額26億5881万6960円、歳入歳出差引額は166万2351円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は166万2351円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第50号令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月3日提出、大治町長。

令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4604万2706円、歳出総額4604万2706円、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。

議案第51号令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月3日提出、大治町長。

令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額20億1696万201円、歳出総額19億4285万5622円、歳入歳出差引額は7410万4579円です。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7410万4579円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額3,583円、歳出総額3,583円、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。

議案第52号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月3日提出、大治町長。

令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額8億1134万199円、歳出総額8億1049万5549円歳入歳出差引額は84万4650円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は84万4650円でございます。なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第53号令和6年度大治町下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度大治町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月3日提出、大治町長。

令和6年度大治町下水道事業会計決算の収益的収支として、収益的収入3億6469万124円、収益的支出3億4753万5378円、収支額は1715万4746円です。

また、資本的収支として、資本的収入2億6653万5560円、資本的支出3億6850万9505円、収支額は1億197万3945円の不足です。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額1億197万3945円は、過年度消費税資本的収支調整額1676万6554円、過年度損益勘定留保資金8520万7391円で補填いたしました。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

ここで、ただいま議題となっております、令和6年度大治町一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算の認定について、近藤文雄監査委員に御出席いただいておりますので、決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（近藤文雄君）

令和6年度決算審査の結果を御報告いたします。

令和6年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきまして、大治町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項、及び地方自治法第241条第5項の規定に基づき、令和7年7月25日から8月20日まで松本英隆監査委員とともに慎重に審査いたしました。

また、下水道事業会計決算の審査につきましても、大治町監査基準に準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定及び関係法令に基づき、令和7年6月3日から8月20日まで、慎重に審査いたしました。

審査の方法は、一般会計、特別会計の歳入歳出決算につきましては、決算書及び同時項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、書類は法令に準拠して作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、事業執行は効率的・効果的か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査を行いました。

また、下水道事業会計決算については、決算書及び証書類が、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されているかに主眼をおいて審査を行いました。

7月31日から8月7日にかけては、各担当部局から説明を受けて審査の参考にいたしました。

なお、証書類の検証、現金・預貯金の残高及び有価証券の確認等につきましては、地方自治法第235条の2の規定に基づき、例月出納検査において実施いたしましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果、令和6年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び同時項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、いずれも法令に基づいて作成され記載されていました。

予算の執行状況についてはおおむね適正であると認められました。

また、下水道事業会計決算書及び証書類はいずれも地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されていると認められました。

基金の運用状況につきましても、基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であると認められました。

令和6年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、前年度に比べ歳入は11.8%増加し、歳出は10.2%増加しました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、6億8438万7262円であり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、6億6925万4262円の黒字となりました。

令和6年度の一般会計の当初予算は前年度当初予算を16億4100万円上回る117億500万円でしたが、11回の補正予算と前年度繰越額を追加し、決算における予算現額は138億489万1005円となりました。

財政調整基金については、前年度から6億9928万5000円減少し、12億7258万2804円となりました。

財政指標からみると、財政基盤の強弱を示す財政力指数は0.77、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.3%がありました。

下水道事業会計の令和6年度決算は、総収益が3億4762万3169円、総費用が3億4182万7251円で、純利益は579万5918円となりました。

経営の健全性を示す経常収支比率は101.7%となっており100%を超えていることから収支の健全性は保たれていると判断します。

国や県からの補助金を最大限に活用するなど経営基盤の強化を図るとともに、厳しい経営状況が続く中、本町の「下水道事業経営戦略」に基づき、下水道の普及促進、安定的な事業運営に努めていただくことを要望します。

最後に、現在も続く世界情勢の不安定な状況や、さらにはアメリカの関税政策の影響、国内では原油価格や物価の高騰など、経済状況は予断を許しません。今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことも憂慮されることから、厳正な予算管理を行い、健全な財政運営に努めていただくとともに、併せて大規模災害等の不測の事態に備え、対応可能な財政運営を望むものです。

なお、審査の概要についてはお手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和6年度一般会計、特別会計、事業会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（若山照洋君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、議案第54号から日程第17、議案第58号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第54号令和7年度大治町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度大治町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4859万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7565万1000円とする。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年9月3日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正及び国庫支出金の返還金を計上し、総務費において、企業版ふるさと納税を積極的に活用するため、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料として1100万円計上し、民生費において、物価高騰重点支援給付金事業費（不足額給付分）を5276万1000円増額し、物価高騰の影響を受けながらも、児童に対して安定的な給食を提供している保育所等を支援するため、保育所等給食費軽減対策支援補助金として427万5000円計上するものでございます。

歳入におきましては、普通交付税を1億168万8000円増額し、国庫支出金を6062万2000円増額し、県支出金を589万1000円増額し、財政調整基金繰入金を1億4066万8000円減額するものでございます。

議案第55号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1631万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6233万5000円とする。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年9月3日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、国保電算システム改修業務委託料として1631万3000円を増額するものでございます。これらの財源として、子ども・子育て支援事業費補助金を充てるものでございます。

議案第56号令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度大治町の介護保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条第1項保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1420万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8054万5000円とする。

第1条第2項保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。令和7年9月3日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、保険給付費において低所得者保険料軽減繰入金増額に伴う財源更正を行い、諸支出金において、令和6年度の保険給付費実績及び地域支援事業費実績に基づいた返還のため、償還金として1420万3000円を計上するものでございます。

これらの財源として、一般会計繰入金及び繰越金を充てるものでございます。

議案第57号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度大治町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2304万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9826万円とする。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年9月3日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、後期電算システム回収業務委託料として790万9000円、保険料等負担金として84万3000円、また、一般会計繰出金として1429万3000円を増額するものでございます。

これらの財源として、子ども・子育て支援事業費補助金、繰越金及び過年度療養給付費負担金を充てるものでございます。

議案第58号令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和7年度大治町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予算額の総額に136万9000円を追加し、収益的収入総額を3億9937万7000円に、収益的支出総額を3億6321万8000円とする。令和7年9月3日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、人事異動等に伴う補正として、収益的支出におきましては、総係費を136万9000円増額するものでございます。収益的収入におきましては、他会計負担金を9万円、他会計補助金を127万9000円増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山照洋君）

日程第18、議案第59号から日程第22、議案第63号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第59号大治町長の給与の特例に関する条例の制定について。

大治町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和7年9月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、町長公約により、町長の給与を年間800万円とするためでございます。

議案第60号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年9月3日提出、大治町長。

この案を提出るのは、国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関して職員の意向確認等を実施するよう規定するためでございます。

議案第61号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年9月3日提出、大治町長。

この案を提出るのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度に関する規定を整備するためでございます。

議案第62号大治町税条例の一部を改正する条例について。

大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年9月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、本町の厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の一環として経費削減を図る必要性から、前納報奨金を廃止するためでございます。

### 議案第63号令和7年度大治町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度大治町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7736万7000円とする。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年9月3日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、土木費において、都市計画道路堀之内砂子線の暫定系の線形を検討するにあたり、公安委員会と協議する資料の修正が必要となるため、公安委員会協議資料修正業務委託料として171万6000円計上するものでございます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金を171万6000円増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山照洋君）

ここで暫時休憩といたします。

A decorative horizontal element consisting of two sets of wavy lines flanking a central circle.

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

議長（若山照洋君）

## 日程第23、同意議案第3号教育委員会

町長から提案理由

長（錦不康反君）

問議案第3号教育委員会教育長の任命について。  
大治町教育委員会教育長に次の者を任命したいので同意を求める。令和7年9月3日

この案を提出するのは、平野香代子教育長の任期が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、新たに教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定による同意を求めるものでございました。

### ◎議長（前山田洋次君）

これから質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています同意議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決します。

同意議案第3号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24、同意議案第4号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

同意議案第4号教育委員会委員の任命について。

大治町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。令和7年9月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、加来淑子委員の任期が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、新たに委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。教育委員の中に児童生徒の保護者を入れなきやいけないという規定があると思うんですが、この委員の変更によって何人から何人になるんでしょうか。

○教育部長（水野泰博君）

現在保護者が二人今まで入っておりまして、辞められる方は現状保護者ではありません。今回同意いただく方も保護者ではございませんので、保護者の数は変わらないというような形になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となております同意議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第4号を採決します。

同意議案第4号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 散会